

まわりの人に迷惑をかけていませんか？



注1
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、条例で定める設備基準等に適合した焼却炉を使用しない屋外焼却行為(野焼き等)は原則として、**禁止**されています。

【屋外焼却できない物】

- 合成樹脂（プラスチックなど）
- ゴム（廃タイヤなど）
- 木材（伐採木及び木の枝を含むが、一部例外あり）
- 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含むが、消火訓練を除く）
- 布
- 紙



【例外で認められるケース】

次の行為は例外として認められていますが、これらの焼却を行う際は、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないよう努めなければなりません。**煙等により苦情が寄せられた場合は、行政指導や改善命令等の対象となる場合があります。**

- 農林業者が自己の農業又は林業の作業に伴い行う焼却であって**軽微なもの**（収穫残渣、稲わら・もみ殻など）
- 日常生活を営む上で通常行われる焼却であって**軽微なもの**（落ち葉、草など）
- 屋外レジャーにおいて通常行われる焼却であって**軽微なもの**（キャンプファイヤー、バーベキューなど）
- 教育活動の一環として通常行われる焼却であって**軽微なもの**（学校行事などの炊き出しなど）
- 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事のために必要な焼却（どんど焼き、塔婆など）
- 消火訓練に伴うもの、災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- 条例で定める焼却施設（設備基準等に適合）を用いて行われる焼却

注1 条例で定める焼却炉の設備基準等とは

◎焼却炉を用いて燃焼する場合は、二次燃焼室や集塵装置の設置など、**条例で定める設備基準等（※）に適合した焼却炉**でなければなりません。
個々の焼却炉の仕様については、販売元へお問い合わせください。

- 助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備
- 炉内温度計の設置
- 空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく廃棄物を焼却できる構造
- 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できる設備
- サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有する集じん設備
- ばいじん量の排出許容限度内(数値規制)であること



お問合せ 厚木市 生活環境課 環境保全係
電話 046-225-2752 (直通)